

京都市くらし応援給付金（不足額給付）

よくあるお問合せ

Q 1 「京都市くらし応援給付金（不足額給付）」（以下、「不足額給付」という。）とは何か。

A 1 不足額給付は以下の事情により対象となった方に給付いたします。（2種類）

I. 令和6年に給付した調整給付（以下「当初調整給付」といいます。）の算定の際に、令和5年分所得等を基にした推計額を用いたこと等により、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に対し、不足分を給付するもの。

II. 定額減税、低所得世帯向け給付とも対象とならなかった方(※)に対して、給付するもの。

(※)本人又は扶養親族等として定額減税の対象外（事業専従者や合計所得金額48万円超の方）であり、かつ、令和5年度住民税非課税世帯（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び令和6年度に新たに住民税非課税等となった世帯への給付の対象にもならなかった方

Q 2 私が不足額給付の対象かどうか確認したい。

A 2 本市で支給要件を満たすと把握できた方には、令和7年7月22日（火）から順次、案内文書を発送します。ただし、支給要件を満たしている場合でも、令和6年1月2日以降に京都市へ転入された方で、案内文書が届かなかった方は申請が必要です（Q 10 参照）。

個別具体的な内容を確認したい場合は、ホームページに記載されている必要書類をご持参の上、相談窓口（京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 番地 京都朝日ビル4階）にお越しください。

Q 3 不足額給付の開始はいつごろになるのか。

A 3 本市で支給要件を満たすと把握できた方には、令和7年7月22日（火）から順次、案内文書を発送します。

支給のお知らせが届いた方には、8月中旬に振り込みます。

確認書や申請書を提出された方には、不備のない書類の受付から約1か月後に振り込みます。※申請が集中した際は、もう少しお待ちいただく場合があります。

Q 4 給付額は、どのように算出されるのか。

A 4

【給付 I：調整給付の給付額に不足が生じた方】

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち再算定した結果、生じた不足額を1万円単位に切り上げて算出します。具体的には、以下の式に基づき算出します。

・不足額給付額 = 【不足額給付時所要額(※1)】 - 【当初調整給付時所要額(※2)】

※1 不足額給付時所要額

①所得税控除不足額 + ②住民税控除不足額 により算出した給付所要額。

①所得税控除不足額 = 所得税定額減税可能額(※3) - 令和6年分所得税額(定額減税前) (①<0の場合は0)

②住民税控除不足額 = 住民税定額減税可能額(※3) - 令和6年度分住民税所得割額(定額減税前) (②<0の場合は0)

※2 当初調整給付時所要額

当初調整給付時に算出した給付額(令和6年6月時点で算出した額)。令和6年分所得税額等の確定前のため、推計額を用いて算出していたもの。

《①所得税控除不足額(推計額) + ②住民税控除不足額》

※3 定額減税可能額

(所得税分) 3万円×(本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等の数)

(住民税分) 1万円×(本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等の数)

扶養親族等の数は16歳未満扶養親族を含み、国外居住者は除きます。

なお、計算方法の詳細は以下をご覧ください。

[2025_calculation.pdf](#) (内閣官房ホームページ掲載資料)

【給付Ⅱ：定額減税、低所得世帯向け給付とも対象とならなかった方】

原則4万円(定額)

※ 対象者が満たす支給要件によっては異なる場合があります。

Q5 当初調整給付の対象だった(案内文書が届いていた)が、申請し忘れてしまった。不足額給付において、当初調整給付で受給していない分も給付してもらえるのか。

A5 不足額給付額は、【不足額給付時所要額】 - 【当初調整給付時所要額】で算出します(Q4参照)。【当初調整給付時所要額】は、当初調整給付時に算出した給付額のことであり、実際に受給しているかどうかに関わらず、【不足額給付時所要額】から差し引かれます。よって、不足額給付においては未受給分の当初調整給付は給付されません。

Q6 令和6年分の確定申告をした。不足額給付の対象となるかはどこを見れば分かるか。

A 6 不足額給付は、「所得税控除不足額」及び「住民税控除不足額」の合計（＝不足額給付時所要額）が、当初調整給付時所要額を上回る場合に給付されます。このため、令和6年分確定申告書の情報だけでは、不足額給付の対象となるかどうかは分かりません。

ただし、確定申告書に記載の以下の情報から「所得税控除不足額」を計算することはできます。

【所得税控除不足額】＝④④「令和6年分特別税額控除」－④③「再差引所得税額」
（※）確定申告の④⑧～④⑨「外国税額控除等」に記載がある方は異なる計算を行う場合があります。

なお、令和6年度住民税所得割額及び令和6年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに0円の場合は、不足額給付の対象外となります。

Q 7 （給与又は年金の）源泉徴収票に「控除外額〇〇〇〇円」と印字がある。この金額が不足額給付として給付されるのか。

A 7 源泉徴収票に印字されている「控除外額（控除していない額）〇〇〇〇円」は、所得税控除不足額（所得税から控除しきれなかった額）を表しています。

不足額給付は、「所得税控除不足額」及び「住民税控除不足額」の合計（＝不足額給付時所要額）が、当初調整給付時所要額を上回る場合に、当該上回る額（1万円単位に切上げ）を給付するものであり、源泉徴収票に印字されている控除外額がそのまま給付額になるわけではありません。

なお、令和6年度住民税所得割額及び令和6年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに0円の場合は、源泉徴収票に控除外額が印字されていたとしても、不足額給付の対象外となります。

Q 8 昨年、子どもが生まれて扶養親族が増えた。これにより、定額減税しきれなかった額があるが、不足額給付をもらえるのか。

A 8 令和6年中に子どもが生まれるなど、扶養親族が増えたことにより令和6年分所得税から定額減税しきれない額があった場合、不足額給付時所要額が当初調整給付時所要額を上回った方には不足額給付を行います。

なお、住民税の定額減税額及び控除不足額については、令和5年12月31日時点の扶養親族等の数を基に算出するため、令和6年中に扶養親族の数に変更があったとしても変更はありません。

Q 9 退職により、令和6年中（令和6年1月1日から同年12月31日）の収入が、令和5年中（令和5年1月1日から同年12月31日）の収入と比べて大きく減った。当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付は対象となるか。

A 9 当初調整給付の対象ではなかった方でも、前年より収入が減少し、令和6年分所得税から定額減税しきれない金額があった場合は、不足額給付の対象となる可能性があります。ただし、令和6年度住民税所得割額及び令和6年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに0円の場合は、不足額給付の対象外となります。

Q 1 0 令和6年中に京都市に転入した場合は、京都市から不足額給付が給付されるのか。

A 1 0 不足額給付は、令和7年度住民税課税団体（令和7年1月1日時点にお住まいの自治体）から給付を行うこととされています。支給要件を満たしている場合でも、令和6年1月2日以降に京都市に転入された方で、案内文書が届かなかった方は申請が必要です。

申請書はコールセンター又はホームページから取り寄せてください。

Q 1 1 支給対象者が亡くなった場合、不足額給付は給付されるのか。

A 1 1 不足額給付の受給にあたっては、給付対象者が「受け取る」旨の意思表示（受贈の意思表示）を行う必要があります。

支給のお知らせが届いた方で、令和7年8月1日(金)までに亡くなられた場合は、受給できません（亡くなるまでに受取口座変更の届出をされていた方は、受給できる場合があります。）。

確認書が届いた方で、確認欄の確認日より前に支給対象者が亡くなられた場合は、受給できません。

Q 1 2 非課税世帯であり、低所得世帯向け給付の対象世帯であったが、不足額給付の対象となるか。

A 1 2 低所得世帯向け給付の対象世帯である方（世帯主・世帯員）で、令和6年度住民税所得割額及び令和6年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに0円の場合は、不足額給付の対象外となります。

Q 1 3 住宅ローン控除によって令和6年分所得税（定額減税前）が0円である。不足額給付の対象となるか。

A 1 3 住宅ローン控除等により令和6年分所得税（定額減税前）が0円となっても、令和6年度個人住民税所得割（定額減税前）がかかっている（0円超である）場合は、不足額給付の対象となる場合があります（給付額算定方法はQ 4 参照）。

Q 1 4 令和6年中に京都市より転出した。転出先自治体に不足額給付の申請を行いたい、当初調整給付の案内文書を紛失してしまった（又は対象外だった）た

め、当初調整給付額等の情報が分かる書類を発行してほしい。

A 1 4 「令和 6 年度京都市くらし応援給付金（調整給付）の給付額等のお知らせ」を発行いたしますので、必要書類を添付して、請求書をご提出ください。請求書はコールセンター又はホームページから取り寄せてください。

Q 1 5 本給付金は、所得税等の課税や差押えの対象となるのか。また、生活保護受給世帯の場合、被保護者の収入として認定されるか。

A 1 5 本給付金については、所得税や住民税等を課されず、また、差押等ができないものとなります。また、生活保護制度においても、収入認定しない取扱いとなっています。

Q 1 6 相談窓口はどこにあるのか。

A 1 6 以下のとおり相談窓口を設置しております。

場所：京都朝日ビル 4 階（京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65）

開庁時間：平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

※ 区役所・支所には、本給付金の窓口はありません。